

身近な犯罪に気をつけましょう

問合せ：総務課 庶務防災担当 ☎ 991-1895

被害に遭わないために、日ごろから防犯意識を心掛けましょう。

自転車の盗難事件が急増

埼玉県内における自転車盗難の発生件数は、刑法犯罪の中で最も被害件数の多い犯罪です。松伏町では自転車の盗難件数が急増しています。

- どんな場所(自宅の庭や駐輪場)でも鍵をかけましょう。
- 鍵は二重ロックにしましょう。
- 路上駐輪はやめましょう。

女性を狙った犯罪対策

- なるべく暗い道や人通りの少ない場所は避けましょう。
- 夜間の一人歩きの際のスマートフォンやイヤホンの使用は避けましょう。
- 帰宅時に玄関へ入る際、「ただいま」などで家人の存在をアピールしましょう。

メールマガジン犯罪捜査官News配信中

埼玉県警察が認知した事件・事案概要をメール配信しています。自主的な防犯対策に役立ててください。メールマガジンは、埼玉県警察ホームページ(<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/>)から登録手続きをしてください。

6月30日までに「児童手当現況届」をご提出ください

問合せ：福祉健康課 子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876

児童手当を受給している方は、児童の養育状況を確認するために、毎年6月に「児童手当現況届」を提出する必要があります。該当する方には、6月上旬に現況届の用紙を送付しますので、福祉健康課へ提出してください(郵送可)。なお、公務員の方は所属庁に提出してください。

現況届の提出がない場合、6月分以降の手当てが受けられなくなりますのでご注意ください。

■提出期限/6月30日(木)必着

○児童手当について

1.支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日までの)児童を養育している方

2.支給額

(1人当たり月額)

3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

3.平成28年度支給時期

- 6月10日(金)(2月～5月分)
- 10月7日(金)(6月～9月分)
- 2月10日(金)(10月～1月分)



障害基礎年金を受けている方へ 7月29日までに「受給権者所得状況届」をご提出ください

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1870

20歳前の傷病による障害基礎年金や遺族基礎年金を受給されている方は、引き続き年金を受けられるかを確認するために、毎年7月に「受給権者所得状況届」を提出する必要があります。

該当する方には、6月下旬から7月上旬に日本年金機構から「受給権者所得状況届」の案内ハガキが送付されますので、必要事項を記入の上、住民ほけん課へ提出してください(郵送可)。

また、障がい状態の確認が必要な方には診断書の付いた「障害状態確認届・受給権者所得状況届」が送付されますので、医師の診断を受けてから、住民ほけん課へ提出してください。

■提出期限/7月29日(金)必着

※「受給権者所得状況届」を提出期限までに提出していただけない場合や所得の状況が確認できない方などは、年金の支払いが一時停止されることがありますのでご注意ください。